

兵庫県公報

平成26年4月1日 火曜日 第2581号

発行人
兵庫県
神戸市中央区下山手通
5丁目10番1号

毎週火曜日及び金曜日発行、
その日が休日のときはその翌日



(兵庫県民の旗=県旗)

目次

告 示	ページ
○ 電子署名に係る地方公共団体の認証業務に関する法律に基づく指定認証機関の名称等の変更 (情報企画課)	1
○ 住民基本台帳法に基づく指定情報処理機関の名称の変更 (市町振興課)	2
○ 昭和59年兵庫県告示第1017号 (職員会館の使用料) の一部改正 (職員課)	2
○ 土地改良法に基づく換地処分を行った旨の届出 (農地整備課)	5
○ 土地改良区清算人の就任の届出 (同)	5
○ 家畜伝染病の発生 (畜産課)	5
○ 道路の区域の変更、供用開始等 (道路保全課)	6
○ 道路の区域の変更及び供用開始 (同)	6
○ 道路の供用開始 (同)	7
○ 県道路線認定に関する告示等の表記の整理に関する規程 (同)	7
○ 急傾斜地崩壊危険区域の指定 (砂防課)	8
○ 兵庫県土地利用基本計画の変更 (都市政策課)	9
○ 景観形成地区の指定 (同)	9
○ 景観形成基準の決定 (同)	10
○ 建築士法に基づく免許の取消し (建築指導課)	13
公 告	
○ 落札者等の公示 (管財課)	13
○ 海洋生物資源の保存及び管理に関する兵庫県計画の変更 (水産課)	13
○ 大規模小売店舗の変更に関する届出 (都市計画課)	15
○ 同 上 (同)	16
○ 都市計画法第36条第3項に基づく工事完了公告 (建築指導課)	18
○ 同 上 (同)	18
○ 入札公告 (管理課)	18
○ 同 上 (同)	21
県議会事務局公告	
○ 入札公告	24

告 示

兵庫県告示第304号

電子署名に係る地方公共団体の認証業務に関する法律 (平成14年法律第153号。以下「認証法」という。) 第34条第1項の規定に基づく指定認証機関から、認証法第38条第3項による名称等の変更の届出 (地方公共団体情報システム機構法 (平成25年法律第29号) 附則第7条第2項に規定する認証法第38条第3項に規定する届出があったものとみなす場合) があった。

平成26年4月1日

兵庫県知事 井戸敏三

- 1 名称等の変更の届出があった指定認証機関の名称、主たる事務所の所在地
- (1) 変更前

指定認証機関の名称	財団法人自治体衛星通信機構
主たる事務所の所在地	東京都港区虎ノ門5丁目12番1号

- (2) 変更後

指定認証機関の名称	地方公共団体情報システム機構
主たる事務所の所在地	東京都千代田区一番町25番地

- (3) 変更年月日
平成26年4月1日



兵庫県告示第305号

住民基本台帳法（昭和42年法律第81号。以下「住基法」という。）第30条の10第1項の規定に基づく指定情報処理機関から、住基法第30条の14第3項による名称の変更の届出（地方公共団体情報システム機構法（平成25年法律第29号）附則第5条第3項に規定する住基法第30条の14第3項に規定する届出があったものとみなす場合）があった。

平成26年4月1日

兵庫県知事 井戸敏三

1 名称の変更の届出があった指定情報処理機関の名称

- (1) 変更前

指定情報処理機関の名称	財団法人地方自治情報センター
-------------	----------------

- (2) 変更後

指定情報処理機関の名称	地方公共団体情報システム機構
-------------	----------------

- (3) 変更年月日
平成26年4月1日



兵庫県告示第306号

昭和59年兵庫県告示第1017号（職員会館の使用料）の一部を次のように改正し、平成26年4月1日から施行する。

平成26年4月1日

兵庫県知事 井戸敏三

職員会館と職員福利センターの表を次のように改める。

職員会館

施設名	使 用 料					
	9時から 12時まで	13時から 17時まで	18時から 21時まで	9時から 17時まで	13時から 21時まで	9時から 21時まで
特別会議室	円 17,700	円 23,500	円 17,700	円 41,100	円 41,100	円 58,800
ホール	11,000	14,300	11,000	25,300	25,300	36,300
サークル室203	3,500	4,500	3,500	8,000	8,000	11,500
同 204	2,900	4,000	2,900	6,900	6,900	9,800
同 205	2,900	4,000	2,900	6,900	6,900	9,800
同 206	2,900	4,000	2,900	6,900	6,900	9,800
同 502	2,800	3,500	2,800	6,300	6,300	9,100

和 室 207	3,100	4,400	3,100	7,500	7,500	10,600
同 208	2,900	3,600	2,900	6,500	6,500	9,400
同 209	1,600	2,200	1,600	3,800	3,800	5,500
茶 室	8,100	10,700	8,100	18,800	18,800	26,900
武 道 館	1,700	3,000	1,700	4,700	4,700	6,500
体 育 館	4,100	5,500	4,100	9,600	9,600	13,700
トレーニング室	1人1回 410円					
駐 車 場	30分につき 210円 月 極 36,000円 30分未満は30分とする。					

附属設備

品名	単位	使用料
ピアノ	1回	円 3,300
エレクトーン	1回	3,300
カラオケ	1回	3,100

加古川職員福利センター

施 設 名	使 用 料					
	9時から 12時まで	13時から 17時まで	18時から 21時まで	9時から 17時まで	13時から 21時まで	9時から 21時まで
多目的室 1	円 1,200	円 1,600	円 1,200	円 2,900	円 2,900	円 4,100
同 2	1,200	1,600	1,200	2,900	2,900	4,100
サークル室 1	1,300	1,700	1,300	3,100	3,100	4,400
同 2	1,200	1,600	1,200	2,900	2,900	4,100
和 室 1	410	620	410	1,000	1,000	1,400
同 2	410	620	410	1,000	1,000	1,400
トレーニング室	1人1回 210円					

姫路職員福利センター

施 設 名	使 用 料					
	9時から 12時まで	13時から 17時まで	18時から 21時まで	9時から 17時まで	13時から 21時まで	9時から 21時まで
多目的ホール	円 4,100	円 5,600	円 4,100	円 9,700	円 9,700	円 13,800
サークル室	1,200	1,700	1,200	3,000	3,000	4,200

視聴覚室	2,900	3,900	2,900	6,800	6,800	9,700
和室 1	510	720	510	1,200	1,200	1,700
同 2	510	720	510	1,200	1,200	1,700
トレーニング室	1人1回 310円					

西播磨職員福利センター

施設名	使用料					
	9時から 12時まで	13時から 17時まで	18時から 21時まで	9時から 17時まで	13時から 21時まで	9時から 21時まで
サークル室 1	円 1,200	円 1,600	円 1,200	円 2,900	円 2,900	円 4,100
同 2	1,200	1,600	1,200	2,900	2,900	4,100
和室	620	820	620	1,400	1,400	2,100
トレーニング室	1人1回 210円					

豊岡職員福利センター

施設名	使用料					
	9時から 12時まで	13時から 17時まで	18時から 21時まで	9時から 17時まで	13時から 21時まで	9時から 21時まで
多目的ホール	円 1,600	円 2,300	円 1,600	円 3,900	円 3,900	円 5,600
サークル室 1	720	930	720	1,600	1,600	2,400
同 2	1,000	1,300	1,000	2,400	2,400	3,400
和室 1	310	410	310	720	720	1,000
同 2	410	620	410	1,000	1,000	1,400
トレーニング室	1人1回 210円					

柏原職員福利センター

施設名	使用料					
	9時から 12時まで	13時から 17時まで	18時から 21時まで	9時から 17時まで	13時から 21時まで	9時から 21時まで
多目的ホール	円 1,300	円 1,900	円 1,300	円 3,200	円 3,200	円 4,500
サークル室 1	1,100	1,500	1,100	2,700	2,700	3,800
同 2	1,200	1,600	1,200	2,900	2,900	4,100
和室 1	410	620	410	1,000	1,000	1,400
同 2	410	620	410	1,000	1,000	1,400

トレーニング室	1人1回	210円
---------	------	------

洲本職員福利センター

施 設 名	使 用 料					
	9時から 12時まで	13時から 17時まで	18時から 21時まで	9時から 17時まで	13時から 21時まで	9時から 21時まで
多目的ホール	円 2,700	円 3,600	円 2,700	円 6,400	円 6,400	円 9,100
サークル室1	930	1,100	930	2,100	2,100	3,000
同 2	1,200	1,600	1,200	2,800	2,800	4,000
和 室 1	510	620	510	1,100	1,100	1,500
同 2	510	620	510	1,100	1,100	1,500
トレーニング室	1人1回 210円					



兵庫県告示第307号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第54条第3項の規定により、次の土地改良区から換地処分を行った旨の届出があった。

平成26年4月1日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

土地改良区の名称	地 区 名
神戸市八多土地改良区	西畑深谷地区



兵庫県告示第308号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第68条第4項において準用する同法第18条第16項の規定により、次の土地改良区の清算人の就任の届出があった。

平成26年4月1日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

神戸市勝雄土地改良区

氏 名	住 所
石 倉 敏 夫	神戸市北区淡河町勝雄45番地
藤 田 正 寛	同 市同区淡河町勝雄1198番地
藤本 千左衛門	同 市同区淡河町勝雄959番地の6
藤 本 三智一	同 市同区淡河町勝雄975番地
常 味 正 信	同 市同区淡河町勝雄227番地
今 枝 博 己	同 市同区淡河町勝雄527番地
八 木 通 夫	同 市同区淡河町勝雄381番地
松 山 哲 雄	同 市同区淡河町勝雄535番地



兵庫県告示第309号

家畜伝染病予防法（昭和26年法律第166号）第13条第1項の規定により、次のとおり家畜伝染病が発生した旨

の届出があった。

平成26年4月1日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

1 家畜伝染病の種類	ヨーネ病
2 家畜の種類	牛（ホルスタイン種）
3 患畜及び疑似患畜の区分並びにその頭数	患畜 1頭
4 発生場所	南あわじ市
5 発生年月日	平成26年3月18日
6 その他参考となるべき事項	リアルタイムPCR検査により発見



兵庫県告示第310号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条の規定により、道路の区域を次のように変更し、平成26年4月1日から供用を開始し、在来道路の供用を廃止する。

その関係図面は、平成26年4月1日から2週間、但馬県民局新温泉土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成26年4月1日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

道路の種類 路線名	道 路 の 区 域				
	区 間	旧新	敷地の幅員 (メートル)	延 長 (メートル)	備考
県道 岸田諸寄線	美方郡新温泉町前字西垣493番1から 同郡同 町前字中ノ坪133番1まで	旧	4.0から 15.0まで	165.0	
		新	9.0から 15.0まで	165.0	



兵庫県告示第311号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条の規定により、道路の区域を次のように変更し、平成26年4月1日から供用を開始する。

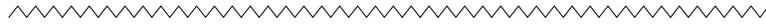
その関係図面は、平成26年4月1日から2週間、但馬県民局新温泉土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成26年4月1日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

道路の種類 路線名	道 路 の 区 域				
	区 間	旧新	敷地の幅員 (メートル)	延 長 (メートル)	備考
県道 三尾浜坂線	美方郡新温泉町浜坂字門田489番から 同郡同 町浜坂字門田493番まで	旧	7.0から 15.0まで	78.0	
		新	7.0から 19.0まで	78.0	

県道 丸 味 竹 田 線	美方郡新温泉町飯野字竹ヶ端1178番1 から 同 郡同 町飯野字竹ヶ端1162番1 まで	旧	4.0から 20.0まで	116.0
		新	5.0から 23.0まで	121.0



兵庫県告示第312号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、平成26年4月1日から供用を開始する。
その関係図面は、平成26年4月1日から2週間、阪神北県民局宝塚土木事務所において一般の縦覧に供する。
平成26年4月1日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

道路の種類 路線名	道路の区域			
	区 間	敷地の幅員 (メートル)	延 長 (メートル)	備考
県道 尼 崎 宝 塚 線	宝塚市安倉西一丁目190番5から 同 市小浜二丁目121番3まで	22.0から 44.0まで	220.0	一部 予定地



兵庫県告示第313号

県道路線認定に関する告示等の表記の整理に関する規程を次のとおり定める。
平成26年4月1日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

県道路線認定に関する告示等の表記の整理に関する規程

第1条 昭和29年兵庫県告示第639号（県道路線認定に関する告示）の一部を次のように改正する。

表中

「

十11	豊岡線	豊岡市小田井町	豊岡市城崎町	
		豊岡市豊岡		

」

を

「

十11	豊岡線	豊岡市	豊岡市城崎町	
		豊岡市豊岡		

」

に改める。

第2条 昭和49年兵庫県告示第2171号（県道の路線の認定）の一部を次のように改正する。

表中

「

10	戸島玄武洞豊岡線	豊岡市城崎町戸島		
		豊岡市小田井町		

」

を

10	戸島玄武洞豊岡線	豊岡市城崎町戸島		
		豊岡市		

に改める。

第3条 平成8年兵庫県告示第591号の7（県道の認定）の一部を次のように改正する。

表中

713	豊岡日高線	豊岡市福田		
		豊岡市日高町奈佐路		

を

713	豊岡日高線	豊岡市		
		豊岡市日高町奈佐路		

に改める。

第4条 平成13年兵庫県告示第576号（県道の認定）の一部を次のように改正する。

表中

724	姫路新宮線	姫路市青山		
		たつの市新宮町		

を

724	姫路新宮線	姫路市		
		たつの市新宮町		

に改める。



兵庫県告示第314号

急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律（昭和44年法律第57号）第3条第1項の規定により、急傾斜地崩壊危険区域を次のとおり指定する。

なお、その関係図面は、但馬県民局豊岡土木事務所及び豊岡市役所に備え置いて縦覧に供する。

平成26年4月1日

兵庫県知事 井戸敏三

指定区域

区 域 名	市 郡 名	区 町 名	町 大 字 名	小 字 名	地 番
芦 谷	豊 岡 市		竹野町芦谷	蔵 谷	75番の一部、76番の一部、78番1の一部、76番から78番1に至る地先の道路敷の一部、76番から78番1に至る地先の水路敷の一部
				西ノ谷	80番1の一部、80番2の一部、81番から83番までの各一部、85番の一部、86番の一部、

				88番から91番までの各一部、91番1、92番1の一部、92番2の一部、93番の一部、94番の一部、96番の一部、96番1、102番1の一部、102番2の一部、103番の一部、105番1の一部、106番から109番までの各一部、110番2の一部、111番の一部、112番の一部、113番、114番の一部、115番の一部、116番1の一部、81番地先の道路敷の一部、92番1から96番に至る地先の道路敷の一部、81番から89番に至る地先の水路敷の一部、92番1から96番に至る地先の水路敷の一部 芦 谷 119番の一部、120番1の一部、122番1の一部、153番から155番までの各一部、155番1、156番、157番の一部、168番の一部、169番の一部、170番1の一部、170番3の一部、173番1の一部、173番3の一部、122番1地先の道路敷の一部、155番地先の道路敷の一部、156番から168番に至る地先の道路敷の一部、119番地先の水路敷の一部、122番1地先の水路敷の一部
--	--	--	--	---



兵庫県告示第315号

国土利用計画法（昭和49年法律第92号）第9条第1項の規定により定めた兵庫県土地利用基本計画を変更したので、当該変更に係る図書を兵庫県県土整備部まちづくり局都市政策課土地対策室、各県民局土木事務所まちづくり建築課及び中播磨県民センター姫路土木事務所まちづくり建築課において縦覧に供する。

平成26年 4月 1日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

- 1 変更に係る事項
兵庫県土地利用基本計画図の一部の変更
- 2 変更に係る区域

地域名	変更に係る市町
森林地域	宝塚市、三田市及び上郡町の各一部



兵庫県告示第316号

景観の形成等に関する条例（昭和60年兵庫県条例第17号）第8条第1項の規定により、景観形成地区を次のとおり指定し、平成26年 6月 1日から施行する。

その関係図書は、兵庫県庁、中播磨県民センター及び神河町役場において縦覧に供する。

平成26年 4月 1日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

- 1 景観形成地区の名称及び種別
名称 神河町中村・粟賀町地区
種別 歴史的景観形成地区
- 2 景観形成地区に指定する土地の区域
神崎郡神河町中村及び粟賀町の各一部



兵庫県告示第317号

景観の形成等に関する条例（昭和60年兵庫県条例第17号）第9条第1項の規定により、神河町中村・粟賀町地区について、景観形成基準を次のとおり定め、平成26年6月1日から施行する。

その関係図書は、兵庫県庁、中播磨県民センター及び神河町役場において縦覧に供する。

平成26年4月1日

兵庫県知事 井戸敏三

神河町中村・粟賀町地区景観形成基準

中村・粟賀町地区は、山並みを背景とした農村集落の中に、街道が通り、農村から街道村、宿場町へと発展し、周辺地域の中心として栄えてきた地区である。

このような地区の発展に応じた変化がある中にも、農村集落のたたずまいや、町家と農家が混在した街道筋の町並みが残り、地区の歴史を反映した様々な時代の多様な建物が交じりあった特徴的な景観を有している。さらに地区全体を縦横に走る水路や街道筋から伸びる路地が、街道筋と田園部、背景となる山並みをつなぎ、地区全体の景観にまとまりを与えている。

このような歴史文化の積み重ねが感じられる景観を保全しつつ、これらと調和した生き生きとした暮らしの景観を創造し、多様な景観資源を活用しながら、地区の景観を次世代へ継承していくことを目指す。

地域住民と行政、事業者が一体となって、さらに魅力のある景観の形成を図っていくため、景観形成基準の基本的な考え方を以下のとおりとする。

1 山並みを背景とした田園景観の維持・保全

緑深い山地森林と谷底平野の「田園景観」は、まちなかから眺めた時の景観的背景となり、自然や田園に包まれている感覚を生み出す重要な要素である。地区景観の基盤として、この山々に囲まれた谷筋から越知川に沿って広がる美しい自然・田園景観を維持・保全するため「自然・田園景観形成区域」を設定し、山並みや田園景観と調和した景観形成をすすめる。

2 歴史的町並み景観の保全・創造

住宅等が集まる「歴史的町並み景観」は、「自然・田園景観」を背景に農村集落のたたずまいが残る地区景観の基礎となっており、まちなかに位置することから、これまで、人々の暮らしに応じた更新がなされてきた。

そこで、「歴史的町並み景観」を保全・創造するため「町家景観形成区域」を設定し、「自然・田園景観とのつながりを保ち、銀の馬車道沿いの「街道筋景観」と調和する景観形成をすすめる。

ただし、国道312号沿いは、総合病院や沿道サービス施設等が立地する中心市街地でもあることから「幹線道路路特例区間」を設け、街道筋からの眺望に配慮しつつ、良好な「市街地景観」の形成をすすめる。

3 銀の馬車道沿いの景観の保全・継承

銀の馬車道として地域に親しまれている旧生野街道沿いに連なる「街道筋景観」は、農村景観を基礎に街道筋の景観が付加され、これらが融合した独特の景観となっている。この「街道筋景観」を、地区の歴史文化のつながりを反映した個性的景観として保全・継承していくため、「街道筋景観通り」に設定し、伝統的意匠を活かした景観形成をすすめる。

具体的な景観形成基準は、別表のとおりとする。ただし、知事が景観審議会の意見を聴いた上で、当地区の優れた景観の形成を図るため、この基準を適用することが適当でないとする建築物等又は自動販売機については、これによらないことができる。

別表

1 建築物等に関する基準

区域	項目	景観形成基準	
		建築物	工作物
自然・田園景観形成区域	高さ	・階数は3階以下とする。ただし、建築面積300㎡を超えるものは原則2階以下とする。 ・町家景観形成区域内や主要な道路から周囲の山並みへの眺望に配慮した高さとする。	・周囲の山並みへの眺望に配慮し、突出感や違

	屋根	<ul style="list-style-type: none"> ・入母屋、切妻、寄棟の和風の勾配屋根とする。 ・黒ないし灰色又はこれに近い色彩の仕上げとする。色彩は、全色相、明度6以下、彩度1以下とし、無彩色は明度6以下とする。 	<p>和感が少ない形態・意匠・材料・色彩とする。</p> <p>・周辺の地域に馴染んだ種類の樹木を植えるなど緑化に努める。</p>
	外壁	<ul style="list-style-type: none"> ・外壁は黒、白、灰色又は茶系色の落ち着いた色彩とする。 ・色彩は、色相Y R（橙）系およびY（黄）系の5 Yまでとし、明度8以下、彩度4以下又は無彩色とする。 	
	外構	<ul style="list-style-type: none"> ・門、塀を設ける場合は、石積み、土塗り、板張りなど自然素材の使用に努め、色は外壁に準じた落ち着いた色彩とする。 ・敷地内の緑化に努め、庭木や生垣など、周囲の自然との調和に配慮する。 	
	建築設備等	<ul style="list-style-type: none"> ・空調機（室外機、ダクト類等）は、形態・意匠・色彩の工夫や目隠しの設置などにより目立たないようにする。 	
	掲出物（看板等）	<ul style="list-style-type: none"> ・できるだけ数を少なくし、大きさ・意匠・色彩に配慮する。 ・屋上広告物は設置しない。 	
町家景観形成区域	高さ	<ul style="list-style-type: none"> ・階数は3階以下とする。ただし、建築面積300㎡を超えるものは原則2階以下とする。 	<p>・周囲の伝統的な町並みとの連続性に配慮し、突出感や違和感が少ない形態・意匠・材料・色彩とする。</p>
	屋根	<ul style="list-style-type: none"> ・自然・田園景観形成区域と同じ。 	
	外壁	<ul style="list-style-type: none"> ・外壁は黒、白、灰色又は茶系色の落ち着いた色彩とする。 ・色彩は、色相Y R（橙）系若しくはY（黄）系の5 Yまで、明度8以下、彩度4以下又は無彩色とする。 ・街道筋から見える部分については、漆喰塗り、土塗り、板張り又はこれに類する仕上げとし、全体の調和に配慮する。 	
	外構	<ul style="list-style-type: none"> ・門、塀を設ける場合は、外壁に準じた落ち着いた色彩とする。 ・街道筋から見える部分については、町並みとの調和と連続性に配慮した和風意匠のものとする。 ・敷地内の緑化に努め、敷地周囲に植栽をするなど、周辺の町並みとの調和に配慮する。 	
	建築設備等	<ul style="list-style-type: none"> ・空調機（室外機、ダクト類）は、できるだけ街道筋景観通りから見えにくいように設置する。やむを得ない場合は、形態・意匠・色彩の工夫や目隠しの設置などにより目立たないようにする。 ・屋上設備は設置しない。やむを得ず設置する場合は、意匠に配慮する、若しくは通りから見えにくいように設置する。 	
	掲出物（看板等）	<ul style="list-style-type: none"> ・街道筋景観通りから見える部分には、設置しない。やむを得ず設置する場合は、できるだけ数を少なくし、意匠及び色彩に配慮する。 ・屋上広告物は設置しない。 	

街道筋景観通り	壁面の位置	<ul style="list-style-type: none"> ・通りに面する壁面の位置は、できるだけ隣接する建物の壁面に揃える。 ・やむを得ず通りに面して空地を設ける場合は、門や塀の設置等により、町並みの連続性を損なわないように努める。
	高さ	<ul style="list-style-type: none"> ・階数は2階以下とする。やむを得ず3階とする場合は、3階の壁面を街道筋から後退させて通りから見えにくいようにする。
	屋根・庇	<ul style="list-style-type: none"> ・屋根は入母屋又は切妻の和瓦葺きとし、屋根勾配は伝統的な周辺の建物に合わせる。ただし、既存建築物が茅葺き屋根（金属製被覆含む。）である場合には、同様の仕上げとすることができる。 ・1階には軒の出が十分な下屋又は庇を設け、伝統的な周囲の建物と合わせた形態・意匠とする。
	外壁	<ul style="list-style-type: none"> ・外壁は漆喰塗り、土塗り、板張り又はこれに類する仕上げとする。
	建具	<ul style="list-style-type: none"> ・通りに面する開口部や格子等は、伝統的な様式を基調とした意匠とする。 ・建具は木製とすることが望ましい。アルミサッシを用いる場合は黒色又は褐色とする。
	外構	<ul style="list-style-type: none"> ・門、塀を設ける場合は、町並みとの調和と連続性に配慮した和風意匠のものとする。 ・敷地内の緑化に努め、門・塀を設ける場合は、塀越しに庭木が見えるようにするなど、町並みとの調和と連続性に配慮する。
	建築設備等	<ul style="list-style-type: none"> ・やむを得ず空調機等を通りに面して設置する場合は、意匠及び色彩に十分配慮した目隠しをする。
	掲出物（看板等）	<ul style="list-style-type: none"> ・できるだけ数を少なくし、大きさ・意匠・色彩に配慮する。
幹線道路特例区間	<p>国道312号に面する建築物については、「高さ」及び「屋根」の基準の適用を除外する。ただし、街道筋景観通りからの景観に配慮した、建築物の配置及び意匠とする。</p>	

2 自動販売機に関する基準

項目	景観形成基準
位置	<ul style="list-style-type: none"> ・道路からできるだけ後退した位置とし、隣接する建築物の壁面から突出しないように努める。
意匠	<ul style="list-style-type: none"> ・企業名、商品名等広告を極力控えるなど、周辺景観との調和を図る。
色彩	<ul style="list-style-type: none"> ・建築物に付帯する場合は、当該建築物と同系色とするなど調和した色彩とし、それ以外の場合はけばけばしくないものとし、周辺景観との調和を図る。 ・背景が土壁等の場合、色相5 Y、明度7.5、彩度1.5を、焼杉板等の場合、色相5 Y R、明度3、彩度1を基本とする。
その他	<ul style="list-style-type: none"> ・周辺景観との調和に配慮した意匠、材料等の囲いや覆いを設けるなど修景に努める。



兵庫県告示第318号

建築士法（昭和25年法律第202号）第9条第1項の規定に基づき、次のとおり建築士の免許を取り消した。

平成26年4月1日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

- 1 免許の取消年月日
平成26年3月12日
- 2 建築士の氏名
雨 松 良 行
- 3 建築士の区分及び登録番号
(二級) 第8755号
- 4 免許の取消しの理由
建築士法第8条の2第1号に該当する旨の届出があったため。

公 告

落札者等の公示

WTOに基づく政府調達に関する協定の適用を受ける調達の落札者等について、次のとおり公示する。

平成26年4月1日

契約担当者

兵庫県知事 井 戸 敏 三

- 1 落札に係る物品等又は役務の名称及び数量
 - (1) 兵庫県庁第1号館、別館、西館、第2号館、第3号館、議場及び公館清掃業務 一式
 - (2) 兵庫県庁下山手分室及び災害対策センター清掃業務 一式
- 2 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地
兵庫県企画県民部管理局管財課 神戸市中央区下山手通5丁目10番1号
- 3 落札者を決定した日
平成26年3月7日
- 4 落札者の名称及び住所
 - (1) 株式会社三木美研舎 神戸市中央区北長狭通4丁目4-18
 - (2) 同 上
- 5 落札金額
 - (1) 71,500,000円
 - (2) 8,586,000円
- 6 契約の相手方を決定した手続
一般競争入札
- 7 入札公告をした日
平成26年1月24日



海洋生物資源の保存及び管理に関する兵庫県計画の変更

海洋生物資源の保存及び管理に関する法律（平成8年法律第77号）第4条第7項及び同条第8項の規定により、海洋生物資源の保存及び管理に関する兵庫県計画を平成26年4月1日から次のとおり変更する。

平成26年4月1日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

海洋生物資源の保存及び管理に関する兵庫県計画

- 1 海洋生物資源の保存及び管理に関する方針
本県は、南北に気象・海況の異なる瀬戸内海と日本海とに面しており、古くから多種多様な漁業が営まれている。
気候が温暖で、漁場に富む瀬戸内海では、小型底びき網、船びき網、中型まき網、刺網、一本釣などの多

様な漁船漁業と、のり・わかめ・かき等の養殖業とが営まれ、都市近郊型の沿岸漁業地帯を形成している。近年の漁業生産量は、いかなごの生産量の変動に大きく左右されるもののおおむね4万トン前後で推移しているが、かれい類、あなご類、えび類が減少している。

冬季風浪が厳しく浅海域の少ない日本海では、沖合底びき網、べにずわいがにかご漁業等の沖合漁業を中心として、10トン未満の小型船によるいかつりや定置網等の沿岸漁業も活発に行われ、全国的にも有数の漁船漁業地帯を形成している。近年の漁業生産量は1万7千トン前後で推移していたが、平成21、22年は1万4千トンを下回った。一時は300トンまで減少していたずわいがにの生産量が1,000トン台を維持するようになり、べにずわいがにも横ばい傾向であるものの、漁獲量は総じて減少傾向にあり、はたはたやすめいかが減少している。

このような状況の中、本県においては資源管理型漁業の推進を水産業振興の最重点方針に位置付け、栽培漁業の推進、沿岸・沖合域の漁場の整備、漁業者自らの手による資源管理の啓発などの施策を展開するとともに、操業隻数、操業期間及び操業区域の制限などの漁業の管理措置を行ってきたところである。

今後は一層海洋生物資源の保存管理を進めていくために、基本計画により決定された第1種及び第2種特定海洋生物資源の都道府県別の数量について、採捕実績及び操業実績の的確な把握に努めるとともに、県立農林水産技術総合センター水産技術センターを中心とし、国及び関係府県並びに関係漁業者と連携して、海洋生物資源に係る資源調査の充実強化を図るなど、適切な管理措置を講ずることとする。

さらに、第1種及び第2種特定海洋生物資源以外の海洋生物資源についても、引き続き資源管理を行うため、従来からの資源管理型漁業を推進するとともに、兵庫県資源管理指針に基づいた取組を関係漁業者の意見を十分に尊重し実施していく。

2 第1種特定海洋生物資源ごとの漁獲可能性について本県に定められた数量に関する事項

(1) 第1種特定海洋生物資源の平成25年の知事管理量は次のとおりである。

魚種	管理の対象となる期間	数量
まあじ	平成25年1月から平成25年12月まで	若干
まいわし	平成25年1月から平成25年12月まで	若干
まさば及びごまさば	平成25年7月から平成26年6月まで	若干
するめいか	平成25年1月から平成25年12月まで	若干

(2) 第1種特定海洋生物資源の平成26年の知事管理量は次のとおりである。

魚種	管理の対象となる期間	数量
まあじ	平成26年1月から平成26年12月まで	若干
まいわし	平成26年1月から平成26年12月まで	若干
まさば及びごまさば	平成26年7月から平成27年6月まで	(注釈)
するめいか	平成26年4月から平成27年3月まで	若干

(注釈) まさば及びごまさばについては、管理の対象となる期間が開始する前までに設定する。

3 第1種特定海洋生物資源知事管理量に関し実施すべき施策に関する事項

(1) まあじ、まいわし並びにまさば及びごまさばが関係する主たる漁業は、中型まき網漁業及び定置漁業権に基づく定置漁業（以下「定置漁業」という。）であるが、中型まき網漁業については、現在の漁業許可隻数以上の許可を行わないこととする。

定置漁業についても、漁業権の切替及び設定に当たって現在の統数及び規模を維持することとする。

また、まあじについては、瀬戸内海の小型機船底びき網漁業についても漁獲量が多いので、これについても現状程度の許可隻数を維持することとする。

(2) するめいかが関係する主たる漁業は、5トン未満の沿岸いかつり漁業であるが、海区漁業調整委員会指示による規制措置を維持することとする。

(3) これらの結果、漁獲実績が前年の漁獲実績程度となるように努めるものとする。

4 第2種特定海洋生物資源ごとの漁獲努力可能性について本県に定められた量に関する事項

第2種特定海洋生物資源の平成26年の知事管理努力量は次のとおりである。

魚 種	採捕の種類	海 域	管理の対象となる期間	漁獲努力量 (隻日)
さわら	はなつぎ網漁業	瀬戸内海	平成26年5月6日から 平成26年6月15日まで	2,020
	刺網漁業 (さわら流し網漁業)	瀬戸内海	平成26年4月20日から 平成26年6月15日まで	3,140

- 5 第2種特定海洋生物資源知事管理努力量に関し実施すべき施策に関する事項
 さわらの漁獲努力量については、瀬戸内海のさわらの採捕を目的とする流し網漁業及びはなつぎ網漁業の現在の許可隻数及び操業日数を上回らないように管理することとする。
- 6 その他海洋生物資源の保存及び管理に関する重要事項
- (1) 海洋生物資源の保存及び管理をより一層推進するために、より詳細かつ正確な資源状況の把握が必要であることから、漁獲情報を的確に把握するとともに資源に関する調査・研究の充実強化を更に進めることとする。
 - (2) 第1種特定海洋生物資源のまあじ、まいわし、まさば及びごまさば並びにするめいかについては、同業者組織を通じ、より一層漁業者の資源管理意識を向上させることとする。
 - (3) 第2種特定海洋生物資源のさわらについては、「兵庫県資源管理指針」に基づき、資源回復に向けた取組を推進するとともに、瀬戸内海広域漁業調整委員会指示による操業制限等の遵守について関係漁業者を指導することとする。
 - (4) 配分のあった第1種及び第2種特定海洋生物資源以外の、まだい、かれい類、いかなごなどの本県の主要な魚種についても、漁業者自らの手による資源管理の推進について一層の啓発を行う。



大規模小売店舗の変更に関する届出

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第1項及び第2項の規定により、次のとおり大規模小売店舗の変更の届出があった。

なお、当該届出及びその関係書類を次のとおり縦覧に供する。

また、同法第8条第2項の規定により、この公告に係る大規模小売店舗を設置している者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、この公告の日から4月以内に、兵庫県に対し、意見書を提出することにより、これを述べるができる。

平成26年4月1日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地
 名称 関西スーパー鳴尾店
 所在地 西宮市上田西町4-4
- 2 大規模小売店舗を設置している者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名
 名称 サーバントラスト信託株式会社
 住所 大阪市北区堂島二丁目1番27号
 代表者の氏名 澁谷 誠太郎
- 3 変更事項
 - (1) 大規模小売店舗を設置している者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名
 - ア 変更前
 名称 株式会社日本流動化信託
 住所 大阪市中央区伏見町四丁目4番9号
 代表者の氏名 山田 準一
 - イ 変更後
 名称 サーバントラスト信託株式会社
 住所 大阪市北区堂島二丁目1番27号
 代表者の氏名 澁谷 誠太郎

(2) 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

ア 変更前

名称	住所	代表者の氏名
株式会社関西スーパーマーケット	伊丹市伊丹中央五丁目3番38号	北野 祐次
セガミメディクス株式会社	大阪市中央区南船場2丁目7番30号	瀬上 修
株式会社青柳食品	宝塚市未成町39-23	喜田 正博

外8者

イ 変更後

名称	住所	代表者の氏名
株式会社関西スーパーマーケット	伊丹市伊丹中央五丁目3番38号	井上 保
株式会社エフエフビー	福岡県大野城市仲畑2丁目13番33号	杉原 仁
株式会社マイルド	尼崎市東園田町3丁目45番39号	伊藤 勝幸

外3者

(3) 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻

ア 変更前

午前10時から午後10時まで（ただし、年間30日は午前7時から午後10時まで。）

イ 変更後

午前7時から午後10時まで

(4) 来客が駐車場を利用することができる時間帯

ア 変更前

午前10時から午後10時まで（ただし、年間30日は午前7時から午後10時まで。）

イ 変更後

午前6時30分から午後10時30分まで

4 変更年月日

(1) 大規模小売店舗を設置している者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

平成25年3月21日ほか

(2) 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

平成22年7月20日ほか

(3) 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻

平成26年3月5日

(4) 来客が駐車場を利用することができる時間帯

平成26年3月5日

5 届出年月日

平成26年3月4日

6 届出及びその関係書類の縦覧場所及び縦覧期間

(1) 縦覧場所

兵庫県県土整備部まちづくり局都市計画課及び阪神北県民局宝塚土木事務所まちづくり建築課

(2) 縦覧期間

平成26年4月1日から4月間

7 意見書の提出期限及び提出先

(1) 提出期限

平成26年8月1日

(2) 提出先

兵庫県県土整備部まちづくり局都市計画課

〒650-8567 神戸市中央区下山手通5丁目10番1号



大規模小売店舗の変更に関する届出

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第1項及び第2項の規定により、次のとおり大規模小売店舗の変更の届出があった。

なお、当該届出及びその関係書類を次のとおり縦覧に供する。

また、同法第8条第2項の規定により、この公告に係る大規模小売店舗を設置している者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、この公告の日から4月以内に、兵庫県に対し、意見書を提出することにより、これを述べるができる。

平成26年4月1日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

名称 関西スーパー浜松原店

所在地 西宮市浜松原19番1ほか

2 大規模小売店舗を設置している者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

名称 日本盛株式会社

住所 西宮市用海町4番57号

代表者の氏名 森 本 直 樹

3 変更事項

(1) 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

ア 変更前

氏名又は名称	住所	代表者の氏名
株式会社関西スーパーマーケット	伊丹市伊丹中央五丁目3番38号	北 野 祐 次
セガミメディクス株式会社	大阪市中央区南船場2丁目7番30号	瀬 上 修
岡野食品産業株式会社	姫路市御国野国分寺391	岡 野 直 一

外5者

イ 変更後

氏名又は名称	住所	代表者の氏名
株式会社関西スーパーマーケット	伊丹市伊丹中央五丁目3番38号	井 上 保
日 高 健 治	尼崎市大庄西町2丁目12番23号	
松 井 弘 人	大阪府豊中市永楽荘2丁目6番38号	

外1者

(2) 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻

ア 変更前

午前10時から午後10時まで（ただし、年間30日は午前7時から午後10時まで。）

イ 変更後

午前7時から午後10時まで

(3) 来客が駐車場を利用することができる時間帯

ア 変更前

午前10時から午後10時まで（ただし、年間30日は午前7時から午後10時まで。）

イ 変更後

午前6時30分から午後10時30分まで

4 変更年月日

(1) 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

平成21年4月1日ほか

(2) 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻

平成26年3月5日

(3) 来客が駐車場を利用することができる時間帯

平成26年3月5日

5 届出年月日

平成26年3月4日

6 届出及びその関係書類の縦覧場所及び縦覧期間

(1) 縦覧場所

兵庫県県土整備部まちづくり局都市計画課及び阪神北県民局宝塚土木事務所まちづくり建築課

(2) 縦覧期間

平成26年4月1日から4月間

7 意見書の提出期限及び提出先

(1) 提出期限

平成26年8月1日

(2) 提出先

兵庫県県土整備部まちづくり局都市計画課

〒650-8567 神戸市中央区下山手通5丁目10番1号



都市計画法第36条第3項に基づく工事完了公告

都市計画法（昭和43年法律第100号）第29条第1項の規定による許可に係る次の開発行為に関する工事は、完了した。

平成26年4月1日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

1 開発区域又は工区に含まれる地域の名称

たつの市揖保町今市字オノ前51番1の一部、53番1、54番1

2 開発許可を受けた者の住所及び氏名又は名称

大阪府中央区平野町4丁目1番2号

大阪瓦斯株式会社 導管事業部幹線建設プロジェクト部長 相 原 敬

3 許可年月日及び許可番号

平成26年2月24日

兵庫県指令建指第1-2-2号（24たつの）



都市計画法第36条第3項に基づく工事完了公告

都市計画法（昭和43年法律第100号）第29条第1項の規定による許可に係る次の開発行為に関する工事は、完了した。

平成26年4月1日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

1 開発区域又は工区に含まれる地域の名称

丹波市市島町中竹田字安下新田3730番2、3730番3、3733番6

同 市市島町中竹田字安下6125番5

2 開発許可を受けた者の住所及び氏名又は名称

丹波市市島町中竹田1637番1

社会福祉法人竹山愛育会 理事長 小笠原 正義

3 許可年月日及び許可番号

平成26年3月3日

兵庫県指令丹波（丹土）（建）第1-1-2号（25丹波）



入札公告

WTOに基づく政府調達に関する協定の適用を受ける調達を次のとおり一般競争入札に付す。

平成26年4月1日

契約担当者

兵庫県知事 井 戸 敏 三

1 調達内容

(1) 調達物品及び数量

県庁WANパソコン等（本庁分等） 一式（賃貸借）

（ノート型パソコン 2600台、プリンター 101台、各種サーバ 一式）

(2) 調達物品の特質等

調達物品の性能等に関し、契約担当者が入札説明書で指定する特質等を有すること。

(3) 契約期間

平成26年11月1日（土）から平成32年10月31日（土）まで（6年間）

(4) 納入場所

兵庫県本庁舎周辺拠点及び兵庫県東京事務所

(5) 入札方法

上記(1)の物品について入札に付する。

落札決定に当たっては、入札金額の100分の8に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の108分の100に相当する金額で入札すること。

2 一般競争入札参加資格

(1) 物品関係入札参加資格者として、兵庫県（以下「県」という。）の物品関係入札参加資格（登録）者名簿に登録されている者又は登録されていない者で開札の日時まで物品関係入札参加資格者として認定された者であること。

(2) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に基づく県の入札参加資格制限基準による資格制限を受けていない者であること。

(3) 参加申込みの期限日及び当該調達の入札の日において、県の指名停止基準に基づく指名停止を受けていない者であること。

(4) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立て及び民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立てがなされていない者であること。

3 入札の参加申込み及び入札の方法等

入札は、書面又は電子によるものとし、参加申込方法等については次のとおりとする。

(1) 書面による入札

ア 申込書の提出場所、契約条項を示す場所、入札説明書の交付場所及び問合せ先
〒650-8567 神戸市中央区下山手通5丁目10番1号

兵庫県出納局管理課 担当 大谷

電話 (078) 341-7711 内線4946 F A X (078) 362-3928

イ 参加申込みの期間、契約条項を示す期間及び入札説明書の交付期間

平成26年4月1日（火）から同月7日（月）まで（土曜日及び日曜日を除く。）

午前9時から午後4時まで（正午から午後1時までを除く。）

ウ 入札・開札の日時及び場所

平成26年4月16日（水）午後3時30分 兵庫県庁西館 1階大入札室

エ 入札書の提出期限

上記ウの入札・開札の日時及び場所に直接入札書を提出すること。ただし、郵送又は民間事業者による信書の送達に関する法律（平成14年法律第99号）第2条第6項に規定する一般信書便事業者若しくは同条第9項に規定する特定信書便事業者による同条第2項に規定する信書便（以下「郵送等」という。）による入札については、平成26年4月15日（火）午後5時までに上記アの場所に必着のこと。

(2) 電子による入札

「兵庫県電子入札共同運営システム（以下「電子入札システム」という。）」の利用による入札（以下「電子入札」という。）及び開札手続を行うものとし、この場合は以下によること。

ア 参加申込みの期間

平成26年4月1日（火）午前9時から同月7日（月）午後4時まで（土曜日及び日曜日を除く。）

イ 入札の日時

平成26年4月10日（木）午後5時から同月16日（水）午後3時30分まで（土曜日及び日曜日を除く。）

ウ 開札日時及び場所は上記(1)ウに同じ。

4 仕様確認等

(1) この一般競争入札に参加を希望する者は、入札しようとする物品の仕様書との適合性について、次により必ず確認を受けること。

ア 受付期間

平成26年4月1日（火）から同月7日（月）まで（持参の場合は、土曜日及び日曜日を除く。）の午前9時から午後4時まで（持参の場合は、正午から午後1時までを除く。）

なお、電子入札システムによる場合は、平成26年4月1日（火）から同月7日（月）まで（土曜日及び日曜日を除く。）の午前9時から午後8時まで（ただし、4月7日（月）は午後4時までとする。）の間に提出すること。

イ 受付場所

前記3(1)アに同じ。

ウ 提出書類

(7) 事前協議申込書

(4) 仕様を満たしていることを確認できるカタログ等

エ 提出方法

電子入札システム、持参又はFAXにより提出すること。

オ 確認の結果

平成26年4月10日（木）午後5時までに通知する。

(2) 入札者は、開札日の前日までの間において、契約担当者から上記(1)ウの提出書類に関し説明を求められた場合は、それに応じること。

(3) 入札者は、上記(1)オで認められた物品で入札すること。

5 その他

(1) 契約手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

(2) 入札保証金

契約希望金額（入札書記載金額に消費税及び地方消費税相当額を加算して得た額に契約期間72箇月を乗じた金額）の100分の5以上の額の入札保証金を平成26年4月15日（火）正午までに納入しなければならない。ただし、保険会社との間に県を被保険者とする入札保証保険契約を締結した場合は、その保険証書を入札保証金に代えて提出すること。

(3) 契約保証金

契約希望金額の100分の10以上の額の契約保証金を契約締結日までに納入しなければならない。ただし、保険会社との間に県を被保険者とする履行保証保険契約を締結した場合は、その保険証書を契約保証金に代えて提出すること。

(4) 入札に関する条件

ア 入札は、所定の日時及び場所に入札書を持参、郵送等により行うか、又は電子入札をすること。

イ 所定の額の入札保証金（入札保証金に代わる担保の提供を含む。）が所定の日時までに提出されていること。ただし、入札保証金に代えて入札保証保険証書を提出する場合は、保険期間が平成26年5月1日（木）までであること。

ウ 入札者又はその代理人が同一事項について2通以上した入札でないこと。

エ 同一事項の入札において、他の入札者の代理人を兼ねた者又は2人以上の入札者の代理をした者の入札でないこと。

オ 連合その他の不正行為によってされたと認められる入札でないこと。

カ 入札書に入札金額、入札者の氏名及び押印があり、入札金額が分明であること。

なお、代理人が入札をする場合は、入札書に代理人の記名及び押印があること（電子入札を除く。）。

キ 代理人が入札する場合は、入札開始前に委任状を入札執行者に提出すること。

なお、電子入札の場合は、事前に承認された代理人に限る。

ク 入札書に記載された入札金額が訂正されていないこと（電子入札を除く。）。

ケ 再度入札に参加できる者は、次のいずれかの者であること。

(7) 初度の入札に参加して有効な入札をした者

(4) 初度の入札において、上記アからクまでの条件に違反し無効となった入札者のうち、ア、エ又はオに違反して無効となった者以外の者

(5) 入札の無効

本公告に示した一般競争入札参加資格のない者のした入札、仕様を満たさない者のした入札、提出書類に虚偽の記載をした者のした入札及び入札に関する条件に違反した入札は、無効とする。

(6) 契約書作成の要否

要作成

(7) 落札者の決定方法

入札説明書で示した物品を納入できると契約担当者が判断した入札者であって、財務規則（昭和39年兵庫県規則第31号）第85条の規定に基づいて作成された予定価格の制限の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

(8) その他

詳細は、入札説明書による。

6 Summary for the Notice of General Competitive Tendering

(1) Name and title of head of the procuring entity:

Toshizo Ido, Governor of Hyogo Prefecture

(2) Nature and quantity of the product to be purchased:

1 set of personal computers for the Hyogo Prefectural Government WAN

(3) Lease period: November 1, 2014 - October 31, 2020

(4) Delivery location:

Hyogo Prefectural Government Office Buildings and Tokyo Office

(5) Deadline for the submission of tender application forms:

16:00 April 7, 2014

(6) Deadline for tender:

15:30 April 16, 2014 by direct delivery and electronic bidding system

17:00 April 15, 2014 by mail

(7) Person to contact concerning the notice:

Mr. Otani, Personnel and Procurement Division, Treasury Bureau, Hyogo Prefectural Government

5-10-1 Shimoyamate-dori, Chuo-ku, Kobe, Hyogo 650-8567

TEL (078)341-7711 extension 4946



入札公告

WTOに基づく政府調達に関する協定の適用を受ける調達を次のとおり一般競争入札に付す。

平成26年4月1日

契約担当者

兵庫県知事 井戸敏三

1 調達内容

(1) 調達物品及び数量

文書管理システム機器 一式（賃貸借）

(2) 調達物品の特質等

調達物品の性能等に関し、契約担当者が入札説明書で指定する特質等を有すること。

(3) 契約期間

平成26年10月1日（水）から平成31年9月30日（月）まで（5年間）

(4) 納入場所

兵庫県庁3号館13階サーバ室、12階ヘルプデスク、2号館1階サーバ室及び12階文書課

(5) 入札方法

上記(1)の物品について入札に付する。

落札決定に当たっては、入札金額の100分の8に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の108分の100に相当する金額で入札すること。

2 一般競争入札参加資格

(1) 物品関係入札参加資格者として、兵庫県（以下「県」という。）の物品関係入札参加資格（登録）者名簿に登録されている者又は登録されていない者で開札の日時までに物品関係入札参加資格者として認定された者であること。

(2) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に基づく県の入札参加資格制限基準による資格制限を受けていない者であること。

- (3) 参加申込みの期限日及び当該調達の入札の日において、県の指名停止基準に基づく指名停止を受けていない者であること。
- (4) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立て及び民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立てがなされていない者であること。
- 3 入札の参加申込み及び入札の方法等
入札は、書面又は電子によるものとし、参加申込方法等については次のとおりとする。
- (1) 書面による入札
- ア 申込書の提出場所、契約条項を示す場所、入札説明書の交付場所及び問合せ先
〒650-8567 神戸市中央区下山手通5丁目10番1号
兵庫県出納局管理課 担当 大谷
電話 (078) 341-7711 内線4946 F A X (078) 362-3928
- イ 参加申込みの期間、契約条項を示す期間及び入札説明書の交付期間
平成26年4月1日（火）から同月15日（火）まで（土曜日及び日曜日を除く。）
午前9時から午後4時まで（正午から午後1時までを除く。）
- ウ 入札・開札の日時及び場所
平成26年5月12日（月）午前11時 兵庫県庁西館 1階大入札室
- エ 入札書の提出期限
上記ウの入札・開札の日時及び場所に直接入札書を提出すること。ただし、郵送又は民間事業者による信書の送達に関する法律（平成14年法律第99号）第2条第6項に規定する一般信書便事業者若しくは同条第9項に規定する特定信書便事業者による同条第2項に規定する信書便（以下「郵送等」という。）による入札については、平成26年5月9日（金）午後5時までに上記アの場所に必着のこと。
- (2) 電子による入札
「兵庫県電子入札共同運営システム（以下「電子入札システム」という。）」の利用による入札（以下「電子入札」という。）及び開札手続を行うものとし、この場合は以下によること。
- ア 参加申込みの期間
平成26年4月1日（火）午前9時から同月15日（火）午後4時まで（土曜日及び日曜日を除く。）
- イ 入札の日時
平成26年4月25日（金）午後5時から同年5月12日（月）午前11時まで（土曜日、日曜日及び祝日を除く。）
- ウ 開札日時及び場所は上記(1)ウに同じ。
- 4 仕様確認等
- (1) この一般競争入札に参加を希望する者は、入札しようとする物品の仕様書との適合性について、次により必ず確認を受けること。
- ア 受付期間
平成26年4月2日（水）から同月15日（月）まで（持参の場合は、土曜日及び日曜日を除く。）の午前9時から午後4時まで（持参の場合は、正午から午後1時までを除く。）
なお、電子入札システムによる場合は、平成25年4月2日（水）から同月15日（火）まで（土曜日及び日曜日を除く。）の午前9時から午後8時までの間に提出すること。
- イ 受付場所
前記3(1)アに同じ。
- ウ 提出書類
- (イ) 事前協議申込書
- (ロ) 仕様を満たしていることを確認できるカタログ等
- エ 提出方法
電子入札システム、持参又はF A Xにより提出すること。
- オ 確認の結果
平成26年4月25日（金）午後5時までに通知する。
- (2) 入札者は、開札日の前日までの間において、契約担当者から上記(1)ウの提出書類に関し説明を求められた場合は、それに応じること。
- (3) 入札者は、上記(1)オで認められた物品で入札すること。

5 その他

(1) 契約手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

(2) 入札保証金

契約希望金額（入札書記載金額に消費税及び地方消費税相当額を加算して得た額に契約期間60箇月を乗じた金額）の100分の5以上の額の入札保証金を平成26年5月9日（金）正午までに納入しなければならない。ただし、保険会社との間に県を被保険者とする入札保証保険契約を締結した場合は、その保険証書を入札保証金に代えて提出すること。

(3) 契約保証金

契約希望金額の100分の10以上の額の契約保証金を契約締結日までに納入しなければならない。ただし、保険会社との間に県を被保険者とする履行保証保険契約を締結した場合は、その保険証書を契約保証金に代えて提出すること。

(4) 入札に関する条件

ア 入札は、所定の日時及び場所に入札書を持参、郵送等により行うか、又は電子入札をすること。

イ 所定の額の入札保証金（入札保証金に代わる担保の提供を含む。）が所定の日時までに提出されていること。ただし、入札保証金に代えて入札保証保険証書を提出する場合は、保険期間が平成26年5月27日（火）までであること。

ウ 入札者又はその代理人が同一事項について2通以上した入札でないこと。

エ 同一事項の入札において、他の入札者の代理人を兼ねた者又は2人以上の入札者の代理をした者の入札でないこと。

オ 連合その他の不正行為によってされたと認められる入札でないこと。

カ 入札書に入札金額、入札者の氏名及び押印があり、入札金額が分明であること。

なお、代理人が入札をする場合は、入札書に代理人の記名及び押印があること（電子入札を除く。）。

キ 代理人が入札する場合は、入札開始前に委任状を入札執行者に提出すること。

なお、電子入札の場合は、事前に承認された代理人に限る。

ク 入札書に記載された入札金額が訂正されていないこと（電子入札を除く。）。

ケ 再度入札に参加できる者は、次のいずれかの者であること。

(イ) 初度の入札に参加して有効な入札をした者

(ロ) 初度の入札において、上記アからクまでの条件に違反し無効となった入札者のうち、ア、エ又はオに違反して無効となった者以外の者

(5) 入札の無効

本公告に示した一般競争入札参加資格のない者のした入札、仕様を満たさない者のした入札、提出書類に虚偽の記載をした者のした入札及び入札に関する条件に違反した入札は、無効とする。

(6) 契約書作成の要否

要作成

(7) 落札者の決定方法

入札説明書で示した物品を納入できると契約担当者が判断した入札者であって、財務規則（昭和39年兵庫県規則第31号）第85条の規定に基づいて作成された予定価格の制限の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

(8) その他

詳細は、入札説明書による。

6 Summary for the Notice of General Competitive Tendering

(1) Name and title of head of the procuring entity:

Toshizo Ido, Governor of Hyogo Prefecture

(2) Nature and quantity of the product to be purchased:

1 set of server equipment for document management system

(3) Lease period: October 1, 2014 - September 30, 2019

(4) Delivery location:

Computer Room at the System Administration Office, Information Policy & System Administration Division on the 13th floor of the 3rd building of the Hyogo Prefectural Government (details will

be specified separately)

Computer Room at the System Administration Office, Information Policy & System Administration Division on the 1st floor of the 2nd building of the Hyogo Prefectural Government

Help desk Room at Mail & Document Division on the 12th floor of the 3rd building of the Hyogo Prefectural Government

Mail & Document Division on the 12th floor of the 2nd building of the Hyogo Prefectural Government

(5) Deadline for the submission of tender application forms:

16:00 April 15, 2014

(6) Deadline for tender:

11:00 May 12, 2014 by direct delivery or electronic bidding system

17:00 May 9, 2014 by mail

(7) Person to contact concerning the notice:

Mr. Otani, Personnel and Procurement Division, Treasury Bureau, Hyogo Prefectural Government

5-10-1 Shimoyamate-dori, Chuo-ku, Kobe, Hyogo 650-8567

TEL (078)341-7711 extension 4946

議会事務局公告

入札公告

WTOに基づく政府調達に関する協定の適用を受ける調達を次のとおり一般競争入札に付す。

平成26年4月1日

契約担当者

兵庫県議会事務局長 善 部 修

1 調達内容

(1) 業務件名及び数量

兵庫県議会広報紙「ひょうご県議会だより」の制作等業務

(2) 調達案件の仕様等

兵庫県議会広報紙「ひょうご県議会だより」No.102、No.103、No.104の制作、印刷及び配布業務並びに広告掲載等業務（詳細は入札説明書による。）

(3) 履行期間

平成26年5月20日（火）から平成27年2月5日（木）まで

(4) 履行場所

兵庫県議会事務局が別途指示する場所

(5) 入札方法

上記(1)の委託業務について入札に付する。

落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の8に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の108分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

2 一般競争入札参加資格

(1) 物品関係入札参加資格者として、兵庫県（以下「県」という。）の物品関係入札参加資格（登録）者名簿に登録されている者又は登録されていない者で開札の日時までに物品関係入札参加資格者として認定された者であること。

(2) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に基づく県の入札参加資格制限基準による資格制限を受けていない者であること。

(3) 一般競争入札参加申込書兼競争参加資格確認申請書（以下「申込書」という。）の提出期限日及び当該調達の入札の日において、県の指名停止基準に基づく指名停止を受けていない者であること。

(4) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立て及び民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立てがなされていない者であること。

3 申込書・入札書の提出等

(1) 申込書の提出場所、契約条項を示す場所、入札説明書の交付場所及び問合せ先

〒650-8567 神戸市中央区下山手通5丁目10番1号
兵庫県議会事務局調査課 担当 板村
電話 (078) 341-7711 内線5067

- (2) 申込書の提出期間、契約条項を示す期間及び入札説明書の交付期間
平成26年4月1日（火）から同月17日（木）まで（土曜日及び日曜日を除く。）
午前9時から午後5時まで（正午から午後1時までを除く。）

- (3) 入札・開札の日時及び場所
平成26年5月14日（水）午後1時30分
神戸市中央区下山手通5丁目10番1号 兵庫県庁第3号館 2階議会事務局会議室

- (4) 入札書の提出期限
上記(3)の入札・開札の日時及び場所に直接入札書を提出すること。ただし、郵送又は民間事業者による信書の送達に関する法律（平成14年法律第99号）第2条第6項に規定する一般信書便事業者若しくは同条第9項に規定する特定信書便事業者による同条第2項に規定する信書便による入札については、平成26年5月13日（火）午後5時までに上記(1)の場所に必着のこと。

4 入札者に求められる義務

- (1) この一般競争入札に参加を希望する者は、入札しようとする業務について、次により書類を持参又は郵送等により提出し、事前に協議すること。

ア 受付期間

平成26年4月1日（火）から同月17日（木）まで（土曜日及び日曜日を除く。）
午前9時から午後5時まで（正午から午後1時までを除く。）

イ 受付場所 前記3(1)に同じ。

ウ 提出書類 会社概要（業務に係る全ての会社のもの）、メーカー・品名・キログラム数・古紙混入率を明記した紙見本、刷見本（4度刷）

エ 協議結果 平成26年4月24日（木）までに入札者に通知する。

- (2) 入札者は、開札日の前日までの間において、契約担当者から上記(1)ウの提出書類に関し説明を求められた場合は、それに応じること。
(3) 入札者は、上記(1)エで承認された内容で入札すること。

5 その他

- (1) 契約手続において使用する言語及び通貨
日本語及び日本国通貨

(2) 入札保証金

契約希望金額（入札書記載金額に消費税及び地方消費税相当額を加算した金額）の100分の5以上の額の入札保証金を平成26年5月12日（月）正午までに納入しなければならない。ただし、保険会社との間に兵庫県議会事務局長（以下「事務局長」という。）を被保険者とする入札保証保険契約を締結した場合は、その保険証書を入札保証金に代えて提出すること。

(3) 契約保証金

契約金額（入札書記載金額に消費税及び地方消費税相当額を加算した金額）の100分の10以上の額の契約保証金を契約締結日までに納入しなければならない。ただし、保険会社との間に事務局長を被保険者とする履行保証保険契約を締結した場合は、その保険証書を契約保証金に代えて契約締結日までに提出すること。

(4) 入札に関する条件

ア 入札書が所定の場所に所定の日時までに到達していること。

イ 所定の額の入札保証金（入札保証金に代わる担保の提供を含む。）が所定の日時までに提出されていること。ただし、入札保証金に代えて入札保証保険証書を提出する場合は、保険期間が契約締結予定日（平成26年5月20日（火））までであること。

ウ 入札者又はその代理人が同一事項について2通以上した入札でないこと。

エ 同一事項の入札において、他の入札者の代理人を兼ねた者又は2人以上の入札者の代理をした者の入札でないこと。

オ 連合その他の不正行為によってされたと認められる入札でないこと。

カ 入札書に入札金額並びに入札者の氏名及び押印があり、入札内容が分明であること。

- キ 代理人が入札をする場合は、入札開始前に委任状を入札執行者に提出すること。
- ク 入札金額は、上記1(1)の業務の総額（消費税及び地方消費税相当額を除く。）を記載すること。
- ケ 入札書に記載された入札金額が訂正されていないこと。
- コ 再度入札に参加出来る者は、次のいずれかの条件を具備した者であること。
- (7) 初度の入札に参加して有効な入札をした者
- (i) 初度の入札において、上記アからケまでの条件に違反し無効となった入札者のうちア、エ又はオに違反し無効となった者以外の者
- (5) 入札の無効
本公告に示した一般競争入札参加資格のない者のした入札、入札者に求められる義務を履行しなかった者のした入札、申込書又は関係書類に虚偽の記載をした者のした入札及び入札に関する条件に違反した入札は、無効とする。
- (6) 契約書作成の要否
要作成
- (7) 落札者の決定方法
入札説明書で示した業務を遂行できると契約担当者が判断した入札者であって、財務規則（昭和39年兵庫県規則第31号）第85条の規定に基づいて作成された予定価格の制限の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行ったものを落札者とする。
- (8) その他
詳細は、入札説明書による。

6 Summary for the Notice of General Competitive Tendering

- (1) Name and title of head of the procuring entity:
Osamu Zenbu, Secretary General of the Hyogo Prefectural Assembly
- (2) Nature of the services to be required:
The Hyogo Prefectural Assembly public information paper "Hyogokengikaidayori": production and other services
- (3) Deadline for the submission of tender application forms:
17:00 April 17, 2014
- (4) Deadline for tender:
13:30 May 14, 2014 by direct delivery
17:00 May 13, 2014 by mail
- (5) Person to contact concerning the notice:
Ms. Itamura, Assembly Research Division, Secretariat of the Hyogo Prefectural Assembly
5-10-1 Shimoyamate-dori, Chuo-Ku, Kobe, Hyogo 650-8567
TEL (078)341-7711 extension 5067